

## 入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

平成18年5月1日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長 原 優

調達機関番号 013 所在地番号 13

第 号

### 1 事業概要

#### (1) 品目分類番号

4、14、15、16、21、22、23、25、26、27、31、32、33、34、41、42、71、75、78

#### (2) 事業名

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業

#### (3) 事業場所

島根県浜田市旭町丸原

#### (4) 事業内容

P F I 方式による刑務所の設計、建設、維

## 持 管 理 及 び 運 営 事 業

### ( 5 ) 事 業 期 間

事 業 契 約 締 結 日 か ら 平 成 3 8 年 3 月 3 1 日 ま で

## 2 競 争 参 加 資 格

### ( 1 ) 基 本 的 要 件

入 札 参 加 者 は 、 複 数 の 企 業 に よ り 構 成 さ  
れ る グ ル ー プ ( 以 下 「 応 募 グ ル ー プ 」 と い  
う 。 ) と す る 。

応 募 グ ル ー プ は 、 構 成 企 業 ( 入 札 の 結  
果 、 落 札 者 に 決 定 し た 場 合 に お い て 、 会 社  
法 ( 平 成 1 7 年 法 律 第 8 6 号 ) の 規 定 に 基 づ く  
株 式 会 社 と し て 本 事 業 を 遂 行 す る こ と を 目  
的 と す る 特 別 目 的 会 社 ( 以 下 「 S P C 」 と  
い う 。 ) を 設 立 す る 企 業 を い う 。 以 下 同  
じ 。 ) 、 協 力 企 業 ( S P C か ら 直 接 業 務 を  
受 託 し 、 又 は 請 け 負 う 企 業 を い う 。 以 下 同  
じ 。 ) 及 び 主 幹 事 行 ( S P C に 対 し て 本 事  
業 の 実 施 に 必 要 な 資 金 を 貸 し 付 け る こ と を  
予 定 し て い る 金 融 機 関 ( 銀 行 法 ( 昭 和 5 6 年  
法 律 第 5 9 号 ) 第 4 条 第 1 項 の 免 許 を 受 け た

者をいい、同法第47条第1項の規定により同法第4条第1項の免許を受けた者を含む。)を代表する者をいう。以下同じ。)で構成すること。

なお、応募グループは、次の各業務に携わる構成企業又は協力企業及び主幹事行をそれぞれ明らかにすること。

(ア) 設計業務

(イ) 工事監理業務

(ウ) 建設業務

(エ) 情報システム管理業務

(オ) 収容関連サービス業務

(カ) 警備業務

(キ) 作業業務

(ク) 教育業務

(ケ) 医療業務

(コ) 分類事務支援業務

構成企業には、上記(ウ)、(エ)及び(カ)の業務に携わる企業に加えて、物品・サービス調達事業の実績がある企業が含まれる

こととし、応募グループは、当該企業を明らかにすること。

複数の業務を構成企業若しくは協力企業が兼ねて実施すること又は構成企業若しくは協力企業の間で分担することは妨げない。

入札参加希望者は、構成企業の中から応募グループを代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が応募手続を行うものとする。

構成企業、協力企業及び主幹事行は、他の応募グループの構成企業、協力企業又は主幹事行になることはできない。

代表企業、構成企業、協力企業又は主幹事行の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、国は、その事情を検討の上、可否の決定をするものとする。

(2) 構成企業及び協力企業に共通の参加資格要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であり、かつ、同令第72条に規定する資格を有する者であること。

本事業に係る業務に対応した一般競争参加資格の認定を受けている者であること（建設業務に携わる企業であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされているもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされているものにあつては、各手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがされていない者及び民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがされていない者であること（上記の再認定を受けた者を除く。）。

入札参加表明書、競争参加資格確認申請

書及び競争参加資格確認資料（以下「参加  
表明書等」という。）の提出期限の日から  
入札書及び第2次審査資料の提出期限の日  
までの期間に、法務省から「工事請負契約  
に係る指名停止等の措置要領」（平成7年  
1月23日付け法務省営第191号。以下「指  
名停止措置要領」という。）に基づく指名  
停止措置を受けていないこと。ただし、指  
名停止措置要領別表第1の措置要件に該当  
する指名停止措置であって、指名停止期間  
が2週間以下のものである場合において、  
法令違反を根拠とするものでないときは、  
この限りでない。

国が本事業の検討を委託したPWCアド  
バイザリー株式会社、同社の協力事務所で  
あるアンダーソン・毛利・友常法律事務所  
及び八千代エンジニアリング株式会社並び  
にこれらの者と資本面又は人事面において  
関連がある者でないこと（「資本面におい  
て関連のある者」とは、当該企業の発行済

株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。 )。

入札説明書に定める事業者選定委員会の委員が所属する企業及び当該企業と資本面又は人事面において関連のある者でないこと。

### (3) 設計業務に携わる企業の参加資格要件

設計業務に携わる構成企業及び協力企業(以下「設計企業」という。)は、次の要件を満たすこと。

法務省の平成17・18年度における建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録を受け

ていること。

設計業務を複数の企業が分担して行う場合には、すべての企業が及びの要件を満たすこと。

設計業務を分担する場合の「業務分野」の分類は、次による。

なお、入札参加希望者において、これらの業務分野のほかに、ランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザイン、土木設計その他の独立した専門的分野を追加することは差し支えない。この場合には、新たに追加する業務分野、当該分野の具体的な業務内容、当該分野を追加する理由及び当該分野の主任担当技術者の経歴を明確にすること。

(ア) 建築 建築士法第25条の規定に基づき建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定める件（昭和54年建設省告示第1206号）



における別表第2 1 設計（以下「別表」という。）(1)及び(2)

(イ) 構造 別表(3)及び(4)

(ウ) 電気設備 別表(5)及び(6)

(エ) 機械設備 別表(7)から(10)まで

(オ) 積算 別表(1)から(10)までに關する積算業務

次に掲げる業務を実施する管理技術者及び各主任担当技術者を配置することができること。

なお、に掲げる業務分野以外の分野を追加する場合には、管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置すること。ただし、同主任担当技術者は、及びの要件を満たしていなければならない。

(ア) 管理技術者 設計業務の技術上の管理及び統括に關する業務

(イ) 建築主任担当技術者 別表(1)及び(2)

の業務について管理技術者の下で担当技

術者を統括する業務

(ウ) 構造主任担当技術者 別表(3)及び(4)

の業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務

(エ) 電気設備主任担当技術者 別表(5)及

び(6)の業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務

(オ) 機械設備主任担当技術者 別表(7)か

ら(10)までの業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務

(カ) 積算主任担当技術者 別表(1)から(4)

までの業務に関する積算業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務

管理技術者及び各主任担当技術者は、設計企業と競争参加資格の確認の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

管理技術者、建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者については、一級建築士

であること。また、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。

配置予定技術者が国家公務員である場合には国家公務員法（昭和22年法律第120号）第103条の規定に、地方公務員である場合には地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定に従った者であること。

次に掲げる要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置することができること。

(ア) 平成8年4月1日以降に業務が完了した(イ)に掲げる同種又は類似の実施設計業務（積算主任担当技術者にあつては、積算業務）に携わった実績を有する管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者及び積算主任担当技術者であること。

(イ) (ア)の実績については、(イ)のうち管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者及び積算主任担当技術者にあつては(イ)aの項目に、電気設備主任担当技術者にあつては(イ)bの項目に、機械設備主任担当技術者にあつては(イ)cの項目に該当する実績を有する者であること。

なお、海外の実績についても、(イ)の要件を満たしていることが必要である。

(ウ) 管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ1名とし、互いに兼務することは認めない。また、参加表明書等に係る資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定することができないことにより複数名の候補をもって競争参加資格確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者も、次の(イ)の要件を満たしていなければならない。

( I ) 実績要件

a 管理技術者、建築主任担当技術者、  
構造主任担当技術者及び積算主任担当  
技術者

( a ) 建物用途

- ・ 同種業務 法務省収容施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院又は入国者収容所の収容区域内の施設をいい、収容区域外の職員宿舎、職員待機所等を除く。）
- ・ 類似業務 国又は地方公共団体の施設で、庁舎（一般行政事務に供される施設で、検察庁、法務局、税務署、郵便局、職業安定所等の単独庁舎、合同庁舎、港湾合同庁舎、総合庁舎等の施設をいう。）、研究施設、研修施設、社会福祉施設又は医療施設

( b ) 構造・階数 鉄筋コンクリート造

又は鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては地上2階建て以上、鉄骨造にあっては地上11階建て以上又は高さ31mを超えるもの

(c) 建物規模 1棟の延べ面積2,000m<sup>2</sup>以上

b 電気設備主任担当技術者

(a) 建物用途 a(a)に同じ。

(b) 構造・階数 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上2階建て以上

(c) 建物規模 a(c)に同じ。

(d) 工事種目 電気工事(動力設備及び電灯設備を含む。)

c 機械設備主任担当技術者

(a) 建物用途 a(a)に同じ。

(b) 構造・階数 b(b)に同じ。

(c) 建物規模 a(c)に同じ。

(d) 工事種目 管工事(衛生設備及び空気調和設備を含む。)

管理技術者及び各主任担当技術者については、実施設計完了までの間、原則として変更を認めない。

建築主任担当技術者の手持業務について、携わっている設計業務（工事監理業務を除く。契約予定のものも含む。）が原則として3件未満であること。

(4) 工事監理業務に携わる企業の参加資格要件

工事監理業務に携わる構成企業及び協力企業（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

法務省の平成17・18年度における建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

建築士法第23条に基づく一級建築士事務所登録を受けていること。

工事監理業務を複数の企業が分担して行う場合には、すべての企業が及び

の要件を満たすこと。

次に掲げる業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置することができること。

なお、各監理主任技術者の分担する業務内容は、次の該当する業務を総括し、工事監理者を補助する業務とする。

(ア) 工事監理者 建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の4第2項に規定する業務及び総括に関する業務

(イ) 建築監理主任技術者、構造監理主任技術者 別表（2）及び（4）に関する実施設計図書に基づく工事監理業務

(ウ) 電気設備監理主任技術者 別表（6）に関する実施設計図書に基づく工事監理業務

(エ) 機械設備監理主任技術者 別表（8）及び（10）に関する実施設計図書に基づく工事監理業務

工事監理者、建築監理主任技術者、構



造 監 理 主 任 技 術 者 、 電 気 設 備 監 理 主 任 技 術 者 及 び 機 械 設 備 監 理 主 任 技 術 者 は 、 工 事 監 理 企 業 と 競 争 参 加 資 格 の 確 認 の 日 以 前 に 3 か 月 以 上 の 直 接 的 か つ 恒 常 的 な 雇 用 関 係 に あ る こ と 。

工 事 監 理 者 、 建 築 監 理 主 任 技 術 者 及 び 構 造 監 理 主 任 技 術 者 は 、 一 級 建 築 士 で あ る こ と 。 ま た 、 電 気 設 備 監 理 主 任 技 術 者 及 び 機 械 設 備 監 理 主 任 技 術 者 は 、 一 級 建 築 士 又 は 建 築 設 備 士 で あ る こ と 。

次 に 掲 げ る 要 件 を 満 た す 工 事 監 理 者 及 び 各 監 理 主 任 技 術 者 を 配 置 す る こ と が で き る こ と 。

(ア) 平成 8 年 4 月 1 日 以 降 に 完 成 引 渡 し が 完 了 し た 、 (イ) に 掲 げ る 要 件 を 満 た す 新 営 工 事 に つ い て 、 基 礎 工 事 か ら 完 成 ま で の 一 式 工 事 の 工 事 監 理 実 績 を 有 す る 工 事 監 理 者 並 び に 建 築 監 理 主 任 技 術 者 、 構 造 監 理 主 任 技 術 者 、 電 気 設 備 監 理 主 任 技 術 者 及 び 機 械 設 備 監 理 主 任

技術者であること。

(イ) (ア)の実績については、(I)のうち工事監理者並びに建築監理主任技術者及び構造監理主任技術者にあつては(I) aの項目に、電気設備監理主任技術者にあつては(I) bの項目に、機械設備監理主任技術者にあつては(I) cの項目に該当する実績を有する者であること。

(ウ) 監理技術者及び各監理主任技術者はそれぞれ1名とし、互いに兼務することとは認めない。また、参加表明書等に係わる資料提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定することができないことにより複数名の候補をもって競争参加資格確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者も、次の(I)の要件を満たしていなければならない。

(I) 実績要件

a 工事監理者、建築監理主任技術者  
及び構造監理主任技術者

(a) 建物用途 国又は地方公共団体の施設で、庁舎（一般行政事務に供される施設で、検察庁、法務局、税務署、郵便局、職業安定所等の単独庁舎、合同庁舎、港湾合同庁舎、総合庁舎等の施設をいう。）、研究施設、研修施設、社会福祉施設又は医療施設

(b) 構造・階数 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては地上2階建て以上、鉄骨造にあっては地上11階建て以上又は高さ31mを超えるもの

(c) 建物規模 1棟の延べ面積2,000㎡以上

(d) 工事種目 建築一式工事。ただし、工事監理者については、建築一式工事のほか、動力設備、電灯

設備、空気調和設備、給排水設備  
及び昇降機設備を含むこと。

b 電気設備監理主任技術者

(a) 建物用途 a (a)に同じ。

(b) 構造・階数 鉄筋コンクリート  
造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は  
鉄骨造で地上2階建て以上

(c) 建物規模 a (c)に同じ。

(d) 工事種目 電気工事（動力設備  
及び電灯設備を含む。）

c 機械設備監理主任技術者

(a) 建物用途 a (a)に同じ。

(b) 構造・階数 b (b)に同じ。

(c) 建物規模 a (c)に同じ。

(d) 工事種目 管工事（衛生設備及  
び空気調和設備を含む。）

工事監理者及び各監理主任技術者に  
ついては、対象施設の完成までの間、  
原則として変更を認めない。

(5) 建設業務に携わる企業の参加資格要件

建設業務に携わる構成企業及び協力企業（以下「建設企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

法務省の平成17・18年度における工事区分「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

次の各工事に携わる建設企業は、法務省における一般競争参加資格の認定の際に算定した点数（総合数値）が、次の点数以上であること。

(ア) 建築一式工事 1,300 点以上

(イ) 電気工事 1,100 点以上

(ウ) 管工事 1,100 点以上

次の各工事に携わる建設企業は、平成8年4月1日以降に元請として完成引渡しが完了した(ア)から(ウ)に掲げる要件を満たす同種又は類似の新営工事のうち、基礎から完成までの一式工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員とし

ての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 ) 。

(ア) 建築工事

a 建物用途

(a) 同種工事 法務省収容施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院又は入国者収容所の収容区域内の施設をいい、収容区域外の職員宿舎、職員待機所等を除く。 )

(b) 類似工事 庁舎（国又は地方公共団体の施設で一般行政事務に供される施設をいう。 )、事務所又はそれらの類似施設（事務室、会議室、研修室又は研究室が主要部分である建物をいう。 )

b 構造・階数 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては地上2階建て以上、鉄骨造にあっては地上11階建て以上又は高さ31

m を 超 え る も の

c 建 物 規 模 1 棟 の 延 べ 面 積 2,000  
m<sup>2</sup> 以 上

d 工 事 種 目 建 築 一 式 工 事

(イ) 電 気 設 備 工 事

a 建 物 用 途 (ア) a に 同 じ 。

b 構 造 ・ 階 数 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト  
造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄  
骨造で地上2階建て以上

c 建 物 規 模 (ア) c に 同 じ 。

d 工 事 種 目 電 気 工 事 ( 動 力 設 備 及  
び 電 灯 設 備 を 含 む 。 )

(ウ) 機 械 設 備 工 事

a 建 物 用 途 (ア) a に 同 じ 。

b 構 造 ・ 階 数 (イ) b に 同 じ 。

c 建 物 規 模 (ア) c に 同 じ 。

d 工 事 種 目 管 工 事 ( 衛 生 設 備 又 は  
空 気 調 和 設 備 を 含 む 。 )

各 工 事 を 複 数 の 企 業 が 共 同 し て 行 う 場  
合 に は 、 す べ て の 企 業 が 、 及 び の

要件を満たすこと。

(ア)から(ウ)までの各工事に携わる建設企業は、それぞれ次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置することができること。また、参加表明書等に係る資料提出時点において、主任技術者又は監理技術者を決定することができないことにより複数名の候補をもって競争参加資格確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても、次の該当する要件を満たしていなければならない。

なお、複数の建設企業が(ア)、(イ)又は(ウ)の工事を共同して行う場合にあつては、そのうち1者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。ただし、工区又は工事種目ごとに分担して行う場合にあつては、それぞれの工区又は工事種目ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することができること。



できること。

(ア) 建築工事

a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること（「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。）。

b 平成8年4月1日以降に、(ア)の要件を満たす同種又は類似の新営工事（建築一式工事）を元請として地業工事から完成までの一式工事の施工実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了

証を有する者又はこれに準ずる者であること（「これに準ずる者」とは、次の者をいう。以下同じ。）。

(a) 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

(b) 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けたものである場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

d 主任技術者又は監理技術者は、建設企業と競争参加資格の確認の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(1) 電気設備工事

a 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であ

ること（「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。）。

b 平成8年4月1日以降に、（イ）の要件を満たす同種又は類似の新営工事を元請として基礎工事から完成までの一式工事の施工実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

d 主任技術者又は監理技術者は、建設企業と競争参加資格の確認の日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ウ) 機械設備工事

a 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること（「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械 流体機械」、「機械 暖冷房及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生工学」とする者）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。）。

b 平成8年4月1日以降に、(ウ)

の要件を満たす同種又は類似の新営  
工事を元請として基礎工事から完成  
までの一式工事の施工実績を有する  
者であること（共同企業体の構成員  
としての実績は、出資比率が20%以  
上の場合のものに限る。）。

c 監理技術者にあつては、監理技術  
者資格者証及び監理技術者講習修了  
証を有する者又はこれに準ずる者で  
あること。

d 主任技術者又は監理技術者は、建  
設企業と競争参加資格の確認の日以  
前に3か月以上の直接的かつ恒常的  
な雇用関係にあること。

主任技術者又は監理技術者について  
は、対象施設の完成までの間、原則と  
して変更を認めない。

構成企業は、経常建設共同企業体及  
び建設協同組合でないこと。

(6) 維持管理業務に携わる企業の参加資格

## 要件

維持管理業務に携わる構成企業又は協力企業は、次の要件を満たすこと。

平成16・17・18年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」であり、競争参加地域が「中国」で、「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。複数の企業が分担する場合には、いずれの企業においても上記要件を満たすこと。

なお、大規模修繕を行う場合には、法務省の平成17・18年度における工事区分「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

### (7) 運営業務に携わる企業の参加資格要件

運営業務に携わる構成企業又は協力企業は、次の要件を満たすこと。

平成16・17・18年度法務省競争参加資格

格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」であり、競争参加地域が「中国」で、「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

なお、複数の企業が分担する場合には、いずれの企業においても上記要件を満たすこと。

(8) 情報システム管理業務に携わる企業の参加資格要件

(1) (I)の規定に基づき構成員となる情報システム管理業務に携わる企業は、次の要件を満たすこと。

電子機器、電子部品の製造業及びこれらに密接に関連する事業を営む者であって、直近の決算期における売上高（連結決算ベース）が5,000億円を超えるものであること。

(9) 物品・サービス調達事業の実績を有する企業の参加資格要件

(1) の規定に基づき構成員となる物品・サービス調達事業の実績を有する企業は、次の要件を満たすこと。

直近の決算期における売上高（連結ベース）が1兆円を超える商社であること。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
法務省大臣官房会計課契約審査官 高澤弘幸  
電話：03-3580-4111（内線2196）

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成18年5月1日から平成18年6月30日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）の10時00分から17時00分まで  
上記3(1)に同じ

#### (3) 入札説明会の日時及び場所

平成18年5月8日14時00分から  
東京都港区三田2-1-8



### 三田共用会議所講堂

#### (4) 参加表明書等の提出期間、場所及び方法

平成18年6月26日から平成18年7月25日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）の10時00分から17時00分まで  
上記3(1)に同じ 持参すること。

#### (5) 入札書及び入札提出書類の提出期限、提出場所及び提出方法

平成18年9月22日17時00分（ただし、郵送による提出の受領期限は、平成18年9月22日17時00分）まで 上記3(1)に同じ 持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

#### (6) 開札の日時及び場所

平成18年10月31日14時00分 法務省大臣官  
房会計課入札室

## 4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除。ただし、SPCは、建設工事の履行を確保するため、各事業着手日から本施設の運営開始日の前日までを期間として、本施設に係る建設工事費、調査設計費及び工事監理費に相当する金額の100分の10以上について、支出負担行為担当官又はSPCを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約の締結後速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官に寄託すること。

なお、SPCを被保険者とする履行保証保険契約が設計企業、建設企業及び工事監理企業によって締結される場合には、SPCの負担により、その保険金請求権について、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官のために設定すること。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、参加表明書等に虚偽の

記載をした者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、入札説明書で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 入札提出書類のヒアリングを行う。

(8) 関連情報入手するための照会窓口

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省矯正局総務課調査係

電話：03-3580-4111（内線5841）

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2の(2)、(3)、(4)、(5)及び、(6)又は(7)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(4)により参加表明書等を提出することができる

が、競争に参加するためには、開札時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 詳細は、入札説明書等による。

## 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaru Hara, Director of the Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice.

(2) Classification of the services to be procured: 4, 14, 15, 16, 21, 22, 23, 25, 26, 27, 31, 32, 33, 34, 41, 42, 71, 75, 78

(3) Subject matter of the contract: PFI-based design, construction and operation of the prison building (BOT-scheme)

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 17:00 21 July 2006

(5) Time-limit for the submission of tenders: 17:00 22 september 2006

(6) Contact point for tender documentation:

Hiroyuki Takasawa, Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8977, Tel 03-3580-4111 ex.2196

(7) Languages for making inquiries: Japanese